

$q(x)$: 年度中に x 歳である前年度末受給待期者の当年度中における死亡率

(2) 被保険者の報酬

財政見通しの作成上、保険料収入や受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者の報酬についてシミュレーションが必要となる。

・報酬の算定

残存者（前年度末から引き続き被保険者である者）の報酬に昇給率（定期昇給分）と賃金上昇率を適用したものと、当年度中の加入者の報酬の全平均が当年度末の 1 人あたり報酬となる。

$$\begin{aligned} \text{hoshu}(k, x, t) = & \{ \text{nhoshu}(x) \times \prod_{m=1}^k (1+h(m)) \times \text{kanyu}(x, t) \\ & + \text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times \text{shokyu}(x) / \text{shokyu}(x-1) \\ & \times (1+h(k)) \times \text{zanzonh}(x, t) \} / \text{hiho}(x, t) \end{aligned}$$

・報酬累計の算定

受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者及び受給待期者の 1 人あたり報酬累計について、再評価や物価スライドをしつつ、シミュレーションを行っている。

残存者の他、当年度中加入者、当年度中生存脱退者、受給待期者についての前年度までの報酬累計に対して、まず、当年度分のスライドを行ったものを算定する。

$$(A) = \{ \text{kanyu}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{zanzonh}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1) \} \times \text{slide}(k)$$

$$(B) = \{ \text{zanzont}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{dattai}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1) \} \times \text{slide}(k)$$

このようにして算定された額に対して、次に、被保険者の状態毎に当年度に累加されるべき報酬を加算する。

① 当年度中加入者については、加入時報酬の 1/2 分：

$$\text{nhoshu}(x) \times \prod_{m=1}^k (1+h(m)) / 2 \times \text{kanyu}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

② 残存者については、前年度末の報酬と当年度末の報酬の和半：

$$\begin{aligned} & (\text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) + \text{hoshu}(k, x, t)) / 2 \\ & \times \text{zanzonh}(x, t) \times \text{htoc}(k) \end{aligned}$$

③ 当年度中生存脱退者については、前年度末の報酬の 1/2 分：

$$\text{hoshu}(k-1, x-1, t-1)/2 \times \text{dattai}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の報酬累計は、「(A)+①+②」、当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の報酬累計は、「(B)+③」により算出される。

これらを被保険者数、受給待期者数でそれぞれ除すと 1 人当たり報酬累計が得られ、次年度のシミュレーションに用いる $\text{ruikeih}(x, t)$ あるいは $\text{ruikeit}(x, t)$ となる。

k : 年度、 x : 年齢

t : 被保険者期間が t 年（ここでは「 t 年以上($t+1$)年未満」を意味するものとする。）

$\text{hoshu}(k, x, t)$: k 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の 1 人当たり報酬

$\text{ruikeih}(x, t)$: 前年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の 1 人当たり報酬累計

$\text{ruikeit}(x, t)$: 前年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の 1 人当たり報酬累計

$\text{nhoshu}(x)$: 年度末に満 x 歳である新規加入者の 1 人当たり報酬
(平成 13 年度末基準)

$\text{kanyu}(x, t)$: 当年度中の加入者(新規加入者及び再加入者)であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$\text{dattai}(x, t)$: 厚生年金からの生存脱退者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$\text{zanzonh}(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者(残存者)の人数

$\text{zanzont}(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者であって、前年度末から引き続き受給待期者である者の人数

$\text{hiho}(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数
(= $\text{kanyu}(x, t) + \text{zanzonh}(x, t)$)

$h(k)$: k 年度の賃金上昇率

$\text{slide}(k)$: k 年度の年金改定率(スライド調整前)

- htoc(k) : k 年度の調整率（スライド調整がないとした場合の当年度の報酬に係る再評価率）
- shokyu(x) : 年度末に満 x 歳である者の標準報酬指数（昇給指数）

（３）受給者の新規裁定

被保険者のシミュレーションにおいて、性・年齢・被保険者期間別に、被保険者や受給待期者の報酬累計が推計されていくこととなるが、被保険者が老齢年金、障害年金、遺族年金のいずれかの年金の受給者としての支給要件を満たした段階で、受給者として年金額等が算定されることとなる。

これらは、シミュレーション上、年金の種類毎に次のような新規裁定の手続きがなされることとなる。

① 老齢年金

老齢年金の場合、被保険者または年金受給待期者が支給開始年齢に到達した時点もしくは支給開始年齢到達後の退職時において、次の作業を行う。

- ・ 支給開始年齢

被保険者種別毎に、支給開始年齢に到達しているかどうかを判定する。

なお、繰上げ請求率に基づき、繰上げ年数毎に受給者数を区別する。

- ・ 被保険者期間

加給年金の支給要件である 20 年以上の判定等を行う。

- ・ 退職、在職の区別

在職者（被保険者）については、平均的な年金支給割合を乗じた分の年金額を支給する方法で計算を行う。

なお、老齢年金の受給資格要件として、国民年金の保険料未納期間を除く公的年金制度の加入期間と外国に居住していた期間等のいわゆるカラ期間を通算して原則として 25 年を要することとされているが、制度別に行っているシミュレーションにおいては、厚生年金以外の加入期間等を通算して 25 年以上となるかどうか判定できないこともあり、また、実際に大部分の加入者が受給資格要件を満たすものと想定されることから、被保険者期間は全て将来の年金受給に反映されるものとして計算を行っている。

② 障害年金

厚生年金の加入期間中に障害の状態となり、障害年金受給者となる者については、次の作業を行う。